

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 国道等について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>国道437号線がセブンイレブンより八幡の弁天まで改修されて、車が非常に速度を出し、追い越しを行うためとても危険です。現在は、最高速度40kmですが、標識が少ない。この区間を追い越し禁止の黄線にし、速度制限の標識を増やしていただきたい。</p> <p>また、土木事務所が国道等の保全を実施されていますが、以前に比べ、実施回数が少ないように思われます。雑草や樹木が生い茂り、風光明媚な大島の景観が損なわれているだけでなく、歩行者や自転車の通行を妨げ、街灯は要をなしていない箇所もあります。電線には植物等の蔓が巻き付き、感電の恐れはないのかとても不安に感じています。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>(町) 国道437号線のセブンイレブンから弁天埠頭までの区間の40kmの標識及び追い越し禁止のセンターラインについては、公安委員会の管轄となりますので、町より公安委員会へ要望いたします。</p> <p>(県) 柳井土木建築事務所に確認いたしましたところ、国道及び県道の保全については、道路の通行に支障となる箇所においては、予算に応じて草刈り及び伐採作業に努めているところです。</p> <p>毎年、適正な道路維持管理が行えるよう事業費の確保に努めているところですが、十分な予算確保ができていない状況です。引き続き、適正な道路維持管理が行えるよう予算確保に努めてまいります。</p> <p>なお、街灯及び電線の施設の管理については、官地及び民地に占用している施設管理者が定期的に点検を行い維持管理すべきものではあります。危険と判断した場合は、県より施設管理者にお知らせいたしますとの回答を頂いております。</p>

2. 防災について

要望・提言の内容	<p>近年の災害は、想定外のケースが全国的に多発しており、当町としても想定外を想定する必要があると思います。</p> <p>高齢者が多く住む当町は、避難場所が近い地区もあれば遠い地区もあります。それらを地区ごとで考えないといけません。町から再三、住民に対し自主防災を呼びかけておられますが、より一層の自主防災意識を高めるためにも、各地区で防災のための講座を開催していただいたり、防災のハンドブックのようなものを作成・配布していただいたりと積極的に呼びかけてみてはと提言します。</p> <p>取り組みに関しては地区によって温度差が生じていると思います。出来ている地区と出来ていない地区は何が違うのか分析し、成功している仕組みを出来ていない地区に上手く落とし込んでみてはいかがでしょうか。</p> <p>講座に関しては、一度実施したら十分ではないですから、周知徹底させるためには月1回ぐらいは実施したほうが望ましいと考えます。これに関しては外部講師を呼べばお金がかかりますが、救命用具の使い方、避難所について、避難経路の確認と訓練、自治会内での取り決めの確認などをテーマにし、担当課の職員が業務の一環として実施してはいかがでしょうか。</p>
回答	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>災害時における共助の手段の一つに、本町の地域防災の要として自治会、自主防災組織が大きな役割を担っていると考えており、これまで防災資機材の購入費用や訓練に係る経費などに助成を行っています。</p> <p>これからも、自主防災組織の設立に対する支援と自主防災組織等の活動に資するための助成を継続して実施していくとともに、山口県防災センターによる出前講座や専門家による防災講演など、防災意識向上への取組の充実に努めてまいります。今後とも、より実効性のある自主防災組織づくりについて、啓発活動をさらに推し進めてまいります。開催希望の自治会や自主防災組織からの講師派遣などのお申し込みを頂きたいと存じます。</p>

3. イノシシ対策について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>昨今のイノシシの出没、侵入には頭を痛めます。農作物の食い荒らし、畑等への穴掘り、石垣崩し、傾斜地の崩落等々、さらには、国道437号線を越えて港湾まで出没しています。精魂込めて栽培したものが、一夜にして失われます。</p> <p>この度の大雨では、随所が崩れが発生しましたが、これもイノシシが起因の一つではないでしょうか。</p> <p>7月中ころ、イノシシの子供を見かけましたが、子供のうちに駆除することはできないのでしょうか。</p> <p>また、休耕田等の有効活用を実施し、休耕田が少なくなれば、イノシシの数も減少するのではないのでしょうか。</p> <p>昨年度、旧久賀町久保河内地区で設置された「棲み分け事業」の成果は有効だったのでしょうか。成果があったのであれば、町内への普及や町としての対策強化を図っていただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：農林課</p> <p>本町におけるイノシシは、平成14年秋に東和地区で初めて確認され、平成15年1月から有害鳥獣に指定し年間を通して捕獲しておりますが、捕獲頭数は年々増加し平成28年度2,243頭、29年度1,839頭、今年度も4月～9月末日までの6か月間に712頭、大島郡猟友会会員の方々に捕獲していただいております。その内イノシシの子供（幼獣）は約200頭です。今後も大島郡猟友会の全面的な協力を仰ぎ「捕獲」を実施してまいります。</p> <p>また、休耕田を有効活用し、休耕田が少なくなればということですが、あくまでも所有者個人の責任による管理が原則であるため、一旦耕作放棄地になるとなかなか解消されないのが現状であり、また、その有効活用は難しい問題であると認識しています。</p> <p>しかしながら、耕作放棄地となる前であれば、新たな耕作者に貸し出すことも可能ではないかと思われまます。ただし、あくまでも貸し手と借り手双方の合意に基づき成り立つものです。</p> <p>方法としては、農地の貸し借りを効率的に推進する農地法の活用（農業委員会に農地利用の許可申請を行う。）、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定（期限付きで農地の賃貸借の設定をする。ただし、農業委員会の承認が必要です。）、農地の貸し借りを登録し、両者の斡旋・調整を行う農地銀行や、農地中間管理機構事業（農地利用の集積・集約のために借り受けた農地等を中間保有する制度）の活用、また昨年度から新たに「農地利用最適化推進委員」が農業委員会から委嘱されています。（個々に担当地域があり、遊休農地の発生防止・解消等に取り組みます。）</p> <p>今後も担い手を支援し、農地の荒廃防止や流動化を促進し、休耕田等の減少に向</p>

けて以上の制度等を実施していきます。

昨年度、旧久賀町久保河内地区のみなさまでワイヤーメッシュを設置された「棲み分け事業」は、各総合支所が所管する「猪等侵入防止柵設置原材料支給（事業）」です。この事業は猪の直接侵入を防ぐことを目的に集落周辺へ広域的な侵入防止柵を設置する事業です。設置後「100%ではないが被害は格段に減った」という地元の声をお聴きします。今後、猪等の直接侵入を防止するため集落を囲う防護柵の設置を希望される場合は、自治会長名で総合支所へ申請いただきたいと思います。なお、原材料は、猪用侵入防止柵及び支柱とし、原材料費は、一申請につき 200 万円を上限とします。施工に関する労務費は対象となりません。

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 砂防ダム保守点検について

要望・提言の内容	<p>西日本豪雨では砂防ダムの決壊や土砂で満杯で役目を果たさなかったことが報道されていました。定期的に土砂を取り除いている所と除去していない所がありますので、災害を未然に防ぐために常日頃から点検して土砂が流入していれば撤去をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>柳井土木建築事務所に確認いたしましたところ、本町の砂防ダムは、「不透過型砂防えん堤」という種類の砂防ダムになります。本堰堤は、土砂を堰堤内に貯めて溪流の勾配を緩やかにし、一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ構造となっております。よって、砂防ダムが土砂で満杯になっているから危険ということではありません。</p> <p>また、県においては数年に1回、施設の点検を行いダムへの堆積土の状況や施設の異常の有無を確認しておりますが、砂防ダムの後背地等において異常な土砂溜まり等が確認された場合は、お手数ですが、ご連絡いただければ職員で確認を行いますとの回答を頂いております。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. イノシシ対策について

要望・提言の内容	<p>昨今、大変な被害となっています。繁殖力があり天敵がない状態なので補助金を出して柵をやっても押し曲げたり、もぐったり、飛び越えたりして侵入しており、完全に駆逐しないと焼け石に水。イノシシがマダニをまき散らすことも考えられるので対処をお願いいたします。</p> <p>また、猟友会員に貸し出す猟具を増やして、イノシシを減らす方法に大きく変更してください。</p>
回答	<p><回答>担当課名：農林課</p> <p>本町におけるイノシシは、平成 14 年秋に東和地区で初めて確認され、平成 15 年 1 月から有害鳥獣に指定し年間を通して捕獲しておりますが、捕獲頭数は年々増加し平成 28 年度 2,243 頭、29 年度 1,839 頭、今年度も 4 月～9 月末日までの 6 か月間に 712 頭、大島郡猟友会会員の方々に捕獲していただいております。その内イノシシの子供（幼獣）は約 200 頭です。</p> <p>猟友会に貸し出す猟具については、毎年、箱わなを予算の範囲内でできるだけ多く購入し猟友会員に貸し出してしております。平成 28 年度に 11 基、29 年度 15 基、今年度 17 基購入しておりますが、猟友会員全員（116 名）にはいきわたっていない現状であり、農林課といたしましては希望者全員に箱わなを貸し出せるよう（原則 1 人 1 個）努めていきたいと考えております。</p> <p>捕獲方法の内訳は、くくりわなでの捕獲が 8 割、箱わなでの捕獲が 2 割といった状況です。なお、くくりわなの資材は毎年猟友会に補助しています。</p> <p>今後も大島郡猟友会と連携し、全面的な協力のもと「捕獲」を実施してまいります。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 避難場所について

要望・提言の内容	<p>最近、気象の異変による大災害が発生しています。 地震、津波、風水害について、それぞれ状況が違うことから、それぞれに対する避難場所を示していただくようお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>本町では町内の公共施設を中心に170箇所以上を避難所として指定しており、町のホームページには、災害の種類ごとのハザードマップを掲載しておりますので、避難場所の確認もいただけます。 指定避難所、緊急指定場所につきましては、改めて周知してまいりたいと思います。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 屋代ダムの土砂流入の撤去等及び屋代川の管理について

要望・堤言の内容	<p>最近の災害報道で豪雨によりダムが満水になり、決壊を防ぐために大量の水を放水して下流域の堤防が決壊して大変な被害が起きています。何かあれば想定外と言っているが屋代ダムは完成以来、土砂を取り除いていないように思います。ちびっこゲレンデも傷みが激しいようですので、土砂の撤去と併せて適正な状態にして頂きますようお願いいたします。また、湖面には大量の水草が繁殖し景観を損ねていますので、土砂の撤去と併せて屋代ダムの適正な管理をお願いいたします。</p> <p>さらに、屋代川においては一部の箇所は重機を入れて土砂の搬出をしています。河口をはじめ随所に大木が生えたりしており、堤防が傷んでいるところも見受けられます。治水の観点からも日頃の管理をお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>柳井土木建築事務所に確認いたしましたところ、屋代ダムの浚渫については、現状においてはダムの機能に支障となるような堆積土は確認できておりません。ちびっこゲレンデについては、予算確保に努め適正に管理を行ってまいります。</p> <p>また、河道内の草木、土砂の浚渫等については、毎年、下流の阻害となる状況を確認し優先順位を決めて計画的に事業を進めております。引き続き、浚渫、草木の除去については、周防大島町全体の二級河川について、治水上の緊急性、必要性を考慮しながら予算確保に努め事業を進めてまいりますとの回答を頂いております。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 道路等の環境整備について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>国道、県道及び町道において、草・樹木・竹等が繁茂し電線に絡んで停電等の原因となったり街路灯を覆っており、景観の悪化や樹木の大木化等により見通しが悪くバスの通行困難や車の離合、車や人の通行に支障を来たし危険な状態となっているため、伐採等をお願いします。また、道路の凸凹や段差により自転車や歩行者の通行に危険が生じるため、その補修、ラインの明瞭化、カーブミラーの更新整備、側溝の堆積土砂の撤去も併せてお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>(県) 柳井土木建築事務所へ確認いたしましたところ、道路沿線の街路灯及び電線については、官地及び民地に占有している施設管理者が維持管理を行うべきと考えております。</p> <p>また、道路に支障となる草・樹木等及び道路の維持補修等については、予算に応じて、草刈り、伐採作業及び道路維持に努めているところです。毎年、適正な道路維持管理が行えるよう事業費の確保に努めているところですが、十分な予算確保が出来ない状況です。引き続き、適正な道路維持管理が行えるよう予算確保に努めてまいりますとの回答を頂いております。</p> <p>(町) 町も同様に、道路の維持、補修等の整備については、各自治会からの要望の緊急度・破損状況などを考慮し、予算の範囲内で計画的に実施しており、今後も適正に維持管理が行えるよう予算確保に努めてまいります。</p>

2. 防災について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>現在、各地区に防災無線が設置され、災害時における情報をスピード感を持って受け取ることができ、住民への安全・安心感が増しています。しかし、災害が起きた場合の各地区の状況を本部（役場）へ伝える手段がありません。東日本大震災や熊本地震の際にもみられたように災害を受けた時の各地区の被害状況の把握や支援物資の配布、復興ボランティアの配置など最も必要と考えられます。各地区の情報収集のためのシステムづくりを早急にお願いします。</p> <p>避難勧告等の発令時には（1月に発生した断水、その他緊急事態発生時も）直ちに自治会長や自主防災会長に連絡をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>災害時には防災行政無線を主な情報伝達手段とし、他にも防災メールやインターネットを介してホームページ、SNS 等でも伝達するようにしています。</p> <p>通信網などが不通になることをふまえ、通信手段の多様化を進めるとともに、非常時の通信手段を外部に協力を求める体制もとっていますが、災害時の情報伝達の確保は最も重要な事項と認識しておりますので、情報伝達の多様化や双方向化の検討を続けて参ります。</p> <p>避難情報や緊急事態において、全ての自治会長（205名）や自主防災会長（77名：加盟自治会数は90）の連絡を行うことは、時間的猶予がないことから、直ちに防災行政無線で一斉に行うことが有効と考えています。災害の規模や状況に応じた方法（電話、防災メールなど）と平行して運用して行いたいと思います。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 町政への提言の情報公開について

要望・提言の内容	<p>町民からの「町政への提言」が町のホームページを通して受け付けられていますが、過去に寄せられた提言と町の対応が公開されていません。個人情報等問題がなければホームページや広報等で公開をお願いします。また、ホームページ以外でも町に寄せられた提言等があれば、同様に公開をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：政策企画課</p> <p>町政に寄せられる提言及び自治会連合会からの要望への対応については、平成29年度の内容から町ホームページにて公表することといたしました。</p> <p>トップページの「町政情報」から、町政への提言と回答をご確認いただけます。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 釣り客等のマナーについて

要望・提言の内容	<p>釣り客等のマナーの悪さによるゴミの放置や夜に騒ぐなど苦情が増えており、漁港内では漁船の航行や漁業に支障を来たしているため、対策の検討や注意喚起の看板等の設置をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名：水産課</p> <p>釣りを振興する団体等に対して、釣り客のマナー向上に協力していただけるよう、働きかけており、釣りを振興するグループによる、ボランティアでの海岸清掃等を実施する団体もある一方、ご指摘のとおり、マナーの悪い釣り客等が絶えないのも現実です。</p> <p>今後も引き続き、関係団体に更なるマナー向上への協力をお願いするとともに、注意喚起となる看板の設置も検討してまいります。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 災害対策について

<p>要望 ・ 堤 言 の 内 容</p>	<p>①河川の浚渫及び周りの河川雑木伐採について 土砂が溜まり浅くなっている河川の浚渫や周りの雑木の伐採を要望します。</p> <p>②砂防堰堤の浚渫及び周りの雑木伐採について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤の中の土砂量等、今後大丈夫か確認して欲しい。 ・砂防堰堤の恩恵を受けているが、堰堤に泥がたまり、満杯状態になり、しかも竹林が覆い、大雨の時には堰堤を越えている状態で不安です。この砂の除去と竹林の伐採を実施していただき住民の生命と財産を守っていただきたい。
<p>回 答</p>	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>① 町では、各地区から同様の要望が多数あるなか、河川断面の阻害状況、緊急度などを考慮し予算の範囲内で計画的に浚渫・伐採等を実施しております。今後も予算確保に努め計画的に実施したいと考えております。</p> <p>② 柳井土木建築事務所へ確認いたしましたところ、堰堤は、土砂を堰堤内に貯めて溪流の勾配を緩やかにし、一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ構造となっております。よって、砂防ダムが土砂で満杯になっているから危険ということではありません。</p> <p>また、県においては数年に1回、施設の点検を行いダムへの堆積土の状況や施設の異常の有無を確認しておりますが、砂防ダムの後背地等において異常な土砂溜まり等が確認された場合は、お手数ですが、ご連絡いただければ職員で確認を行いますとの回答を頂いております。（P. 5参照）</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 交通安全について

要望・提言の内容	<p>県及び町管理の道路の白線（停止線や横断歩道も含め）が薄くなっているため、夜間や雨の日など視界が悪い時、白線が見えない。歩行者・運転者が安全に通行できるように白線の整備を要望します。</p>
回答	<p><回答>担当課名：建設課</p> <p>(町) 横断歩道及び停止線については公安委員会の管轄ですが、町より公安委員会に要望してまいります。</p> <p>区画線の更新につきましては、交通量及び危険性等を考慮し、今後、予算確保に努め実施したいと考えております。</p> <p>(県) 柳井土木建築事務所に確認いたしましたところ、区画線の更新については、交通量並びに交通事故の有無及び危険性等を勘案した上で優先順位を決め、計画的に事業を進めており、予算の中で順次更新してまいりますとの回答を頂いております。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 教育の充実について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>若い世代は教育の充実を求めて、郡外に転居している。特に、中学になる前に転居している。町や先生方は頑張られているが、中学校の生徒数減少は深刻な状況である。教育の充実を図らなければ、若い世代の人口定住は難しいため、魅力のある学校と教育の充実をお願いしたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：教育委員会（総務課、学校教育課）</p> <p>本町教育の推進にあたり、教育委員会は「自立・協働・創造 ～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」を基本目標として定めています。</p> <p>未来の周防大島町を担う子どもたちが、心豊かでたくましく育つように、各学校においても家庭や地域と学校の連携を強め、学校や地域の実情に応じた特色ある取組を行っていますが、引き続き各学校において、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心等を高めるとともに、感謝や思いやりの心、困難に負けないたくましい心身の育成など、児童生徒の「生きる力」を育成するための取組を充実させることができるよう、教育委員会としても魅力ある学校づくりのために取り組んでいきます。</p> <p>また、平成33年4月には、町内の4中学校は2校に再編されますが、現在、より魅力のある中学校を目指すべく「中学校魅力化検討委員会」において協議を進めています。当委員会の構成については多様な意見を拝聴したいという考えから、UIターン者や起業家、PTA会長や教員代表の学校関係者、地域連携教育アドバイザーなどの有識者の方々に組織しており、委員や児童生徒から出された提案については、魅力化検討委員会において前向きに協議・検討をし、取り纏められた内容については各中学校へ提言をし、課題の解決を含めた「魅力ある学校づくり」に役立てようとしています。</p>